

季刊労働法276号 抜刷

論説

ILO100号条約第3条の成立

: 1951年同一報酬委員会の審議 (下)

遠藤 公嗣

ILO100号条約第3条の成立

：1951年同一報酬委員会の審議（下）

明治大学名誉教授

遠藤 公嗣

えんどう こうし

目次

- 1 はじめに
 - 2 条約か勧告か：2委員の対照的な姿勢
 - (1) Miller 発言の及び腰
 - (2) 9女性団体の条約草案
 - (3) Vermeulen 発言の積極さ
 - (4) 投票と修正案の提出要請
 - 3 第3条第1項第2項
 - (1) 米国政府による報告書修正案第3条
 - (2) 米国政府による修正案 D7
 - (3) 労働者委員（複数）と米国政府委員による共同修正案 D16
 - (4) 小修正の共同修正案 D16の提案と可決（以上前号）
 - 4 第3条第3項
 - (1) 修正案 D33から語句修正した修正案 D45の可決まで
 - (2) 偶発的でなく意図的か
 - 5 使用者委員と政府代表の対応
 - (1) 使用者委員による4時間の討議
 - (2) 使用者委員の討議事項
 - (3) 政府代表の翻意
 - 6 結びにかえて：現代日本への示唆
-
- 4 第3条第3項
 - (1) 修正案 D33から語句修正した修正案 D45の可決まで

第5会合（15日）で、フランスとベルギーの使用者委員が修正案 D33を提出した。それ

は、第1条（b）の規定を修正して、「同一価値労働」の定義を「同一の産出、品質、数量の労働」と明示する提案であった。なお、第1条（b）は「同一価値労働同一報酬」の非常に簡潔な定義であって、「条約案Ⅱ」も「条約案Ⅲ」（=100号条約）も同文である。

修正案 D33の議論は紛糾したようである。フランス政府委員 Edouard Lambert は修正案 D33に賛成して、理由をつぎのように述べた。「『同一価値』の定義を含めることは望ましい。しかし、労働の価値を決定する標準（standards）としては、労働の数量と品質と明記することで十分である。」なお Edouard Lambert は、フランス労働社会保障省労働局長（Director）であった。使用者委員も修正案 D33に賛成した。

労働者委員は修正案 D33に反対であった。反対の理由は、同内容の提案は過去にあって否決されている、ということであった。たしかに、職務評価の概念を無内容にして「同一価値労働」の意味をあいまいにゆるやかにする使用者側の同種の提案は前年の審議から繰り返されていて、修正案 D33もその1つとみなすことができる。

委員会は、フランスの使用者委員代理 Jean Nousbaum と政府委員 Edouard Lambert が起草する新修正案をもとに第6会合（18日）で議論を再開することとして、閉会した。

第6会合（18日）で、両者起草の修正案 D37が提案された。修正案 D37は、「勧告案

II」の paragraph 第5（2）の語句修正文であって、それを第1条（b）の後に追加するとの提案であった。

修正案 D37「遂行される労働、その遂行に必要な諸能力、そして、それが遂行される諸条件、における差異が、労働者の性別に関わりないならば、その差異に相当する労働者間の報酬率の差異は、男女労働者にたいする同一価値労働同一報酬の原則に一致するとみなさなければならない。」

使用者委員 2 名は、修正案 D37は修正案 D33の代案でなく別物であって、修正案 D33を可決すべきことを主張した。労働者委員は修正案 D37に反対であった。英国政府委員代理 Mark Dalcour Tennant は、「勧告案 II の paragraph 第5（2）は客観的な職務評価 (objective appraisal of jobs) に到達する方法 (methods) を扱う。それゆえ、修正案 D37の議論は条約案第3条の議論の後にすべきである」と述べた。Tennant は英国労働国民サービス省次官補であった。さらに議論の後、修正案 D37は、条約案第3条の議論の後に検討することとなった。

第7会合（19日）で、第3条について的小修正の共同修正案 D16が可決された後に、修正案 D37の議論が再開された。フランス使用者委員代理 René Arbey は「委員会がすでに決定したこと（小修正の共同修正案 D16の可決 遠藤）に照らせば、修正案 D37の存在意義はもうない」と述べた。しかし修正案 D37の提案者である Lambert は「条約文への挿入が提案されている新 paragraph が意図するのは、本原則に違反しない場合を示すとともに、あいまいさをなくすことである」と反論した。労働者委員 Vermeulen は「勧告案 II の paragraph 第5（2）の他の修正案を検討する前に、修正案 D37を考察するのは難しい」と述べた。修正案 D37の審議は再延期された。

第8会合（20日）の最初で、Lambert は修正案 D37に代わる修正案テキストを読み上げた。委員長と副委員長の協議の結果、修正案テキストをタイプ印刷し、審議中断して、

委員が修正案を検討できる時間をとることとした。修正案 D37に代わる修正案 D45が、審議中断前に配布された。

修正案 D45「遂行した労働における差異に、労働者の性別に関わりなく、相当する男女労働者間の報酬率の差異は、男女労働者にたいする同一価値労働同一報酬の原則に反するものとみなしてはならない。」

労働者委員 Vermeulen は「2点の語句修正に合意できるならば労働者委員（複数）は修正案 D45を受け入れる」と述べた。2点の語句修正（波線部）を加えた修正案 D45はつぎのとおりであった。2点とも、「勧告案 II」の paragraph 第5（2）にあった語句であるが、修正案 D45で脱落していた語句であった。

語句修正した修正案 D45「遂行した労働における差異が、労働者の性別に関わりなく前記のように決定されるならば (as so determined)、その差異に相当する男女労働者間の報酬率の差異は、男女労働者にたいする同一価値労働同一報酬の原則に反するものとみなしてはならない。」

スウェーデン使用者委員・副委員長 Bergenstörn は提案に反対した。米国政府委員 Miller は「前記のように決定されるならば (as so determined)」の挿入を支持した。

議事録では、発言に続いて、投票結果が記された。その投票結果は、小修正の共同修正案 D16の投票結果（前日19日）に酷似する。とくに、反対票は同数である。反対32票の大多数あるいは全員は使用者委員と推測してよいであろう。

語句修正した修正案 D45

賛成50票 反対32票 棄権13 可決

語句修正した修正案 D45は、その実質ですでに、「条約案 III」（=100号条約）第3条第3項であった。語句修正した修正案 D45から「条約案 III」となる過程で変更された点は、

「前記のように決定されるならば (as so determined)」を「前記の客観的な職務評価によって決定されるならば (as determined by such objective appraisal)」と明示的に書き直したことに過ぎない。この変更は、最後の第11会合 (23日) における委員会報告書の審議でなされたと思われるが、議事録にとくに記述はない。

(2) 偶発的でなく意図的か

使用者委員が提出した修正案 D33からはじまり、審議の延期を繰り返して、最後に、使用者委員の反対にもかかわらず、語句修正した修正案 D45が可決された。この経緯は偶発が重なった結果であろうか。その可能性が無いとはいえない。

しかし、そうではなく、Lambertが修正案 D33に賛成した以降は、政府委員の Lambert や Tennant の意図的言動の結果であった可能性が大きい、と私は推測する。彼らの意図とは、ア) 第3条についての小修正の共同修正案 D16の可決を早くから見越して、イ) それを補強する規定を勧告案 II のパラグラフ第5 (2) から考案し、その規定を第3条に追加することを早くから決めていたが、しかし、ウ) この補強のための追加規定の審議開始を引き延ばして、小修正の共同修正案 D16の可決の後とすることである。つぎの6点が私の推測を示唆する。

第1に、共同修正案 D16は14日朝までに提出されているので、第5会合 (15日) で第1条の修正案 D33が議論される前に、Lambert が、労働者委員と政府委員の賛成多数で第3条の共同修正案 D16が可決される見込みを知っている可能性は小さくない。

第2に、第5会合 (15日) で Lambert が述べた修正案 D33の賛成理由と、Lambert が起草に加わった修正案 D37とは、内容が一致しない。したがって、修正案 D37は修正案 D33の代案でなく別物との使用者委員の発言は、妥当と思われる。私の推測では、Lambert が修正案 D33に賛成した理由は、その改訂を担当することによって、自分自身が修正案の提案者となることであったのでは

なかろうか。なお Lambert が Nousbaum とともに修正案 D37起草者となった経緯等は、議事録に記されていない。

第3に、第6会合 (18日) の Tennant 発言「勧告案 II のパラグラフ第5 (2) は客観的な職務評価 (objective appraisal of jobs) に到達する方法 (methods) を扱う」は、不審が残る指摘である。「勧告案 II」のパラグラフ第5 (2) の実際の内容は、この発言と違う。Tennant の発言が誤りで、正しくはパラグラフ第5 (1) と言うべきであったとしても、そこでは「客観的な労働の評価 (objective appraisal of the work)」の言葉を使用し「職務 (jobs)」の言葉が避けられている (遠藤 [2017] 47-48) ので、正確でない。実のところは、「客観的な職務評価 (objective appraisal of jobs) に到達する方法 (methods) を扱う」規定は、第3章の小修正の共同修正案 D16にある。しかし Tennant 発言があった第6会合 (18日) 時点で、この規定は、まだ提案も議論も投票可決もされていない。それは第7会合 (19日) のことであった。だから、公式には存在しない規定を前提にした発言であって、これは Tennant の失言である。私の推測では、Tennant はこの規定を第6会合 (18日) 時点ですでに知っていたので、そして、この発言の後に「修正案 D37の議論は条約案第3条の議論の後にすべきである」と指摘するのが的確となるので、失言したのであろう。

第4に、第7会合 (19日) における Arbey 発言は、修正案 D37の実質的な存在意義が失われたことを指摘したが、これに対する Lambert 反論は、修正案 D37の形式的な存在意義のみを指摘した。Lambert は、実質的意義から形式的意義へと、意図的に論理をずらしたと思われる。

第5に、第7会合 (19日) における Vermeulen 発言にあるところの、審議を再延期すべき理由はやや小理屈と思われる。Vermeulen は真の理由をおそらく述べていない。真の理由とは、小修正の共同修正案 D16に合致するよう、Lambert が修正案 D37を書き直す時間を与えることのはずであった

と思われる。

第6に、第8会合(20日)におけるLambertの修正案D45は、重要規定を脱落させていたが、Vermeulenの語句修正提案は、すかさず、それを是正した。すなわち、「遂行した労働」の「遂行する労働」への修正は、既存の「差異」だけでなく現在と未来における「差異」にも原則が適用されることを明確化した。また「前記のように決定されるならば」の挿入は、「労働における差異」が職務評価によって決定されることを明確化した。

これら6点が示唆するのは、政府委員のLambertやTennantが主役として、労働者委員のVermeulenが脇役として、それぞれの意図的言動によって、語句修正した修正案D45、すなわち100号条約第3条第3項、が成立したことである。使用者委員にとっては、修正案D33から語句修正した修正案D45の可決までは、まさに「軒を貸して母屋を取られる」経緯であろう。しかし、委員会の議事録のみでは、この推測以上を解明することはできない。

5 使用者委員と政府代表の対応

(1) 使用者委員による4時間の討議

1951年のおそらく3-5月に公表の「条約案II」「勧告案II」の内容は、前年1950年の審議における使用者側の主張を相当に採用した案であった。そのため使用者側は、1951年6月の同一報酬委員会の開催前には、この内容で最終案を決定できればよいと考えていたはずであった。使用者側に残されていた課題といえるのは、この国際規則を、条約でもなく、条約+勧告でもなく、勧告のみとして採択することだけであったとすらいえるであろう。勧告は規制力が弱い形式なので、国際規則はさらにゆるやかとなるからである。そして、それを実現できる十分な可能性があった。各国からの回答によれば、多くの国の政府が条約を批准できない見通しであり、それ

は勧告としてのみ採択される方向を示していたからである。

しかし、本論文の解明によれば、同一報酬委員会における実際の審議はこれと異なる経緯をたどり、条約+勧告となったばかりでなく、「最大の変更」となった「条約案III」第3条が成立し、それは使用者側の主張と正反対の規定になった。では使用者側は、この結末にどう対処したのか。

委員会の第9会合(21日午前)と第10会合(21日午後)では、勧告案がパラグラフ順に審議された。最後に、「勧告案III」の全体が投票によって可決された。審議の内容に特記することはないが、21日午後の審議の最初に、英国使用者委員代理Ronald Water Graham Kerrによる下記の発言があったことは注目すべきである。

Graham Kerr 発言「パラグラフ5の(1)と(2)は、賃金格差の問題をカバーする規定を含むので、勧告文に有益である。条約文との重複を理由にこれらの規定が削除されると、もし条約が総会で承認されないならば、この点についての指示が国際規則にまったく無いことになろう。提案された修正は必要だが、(1)と(2)は両方とも維持されるべきだ。」

審議中に「条約が総会で承認されない」可能性が言及されたことは、1950年と1951年をつうじて、これが唯一と思われる。Graham Kerrは、Engineering and Allied Employers' National Federation¹⁰⁾の所属としか代表者名簿に記載がなく、それ以上の経歴は不明である。彼は、使用者側の非常に優秀な論客であった(遠藤[2017] 50-51)。しかし、この発言まで、委員会での彼の発言は記録されていない。おそらくは、前日20日に「条約案III」が可決された事態を受けて、急きよ、英国からジュネーブの会議に呼ばれて出席したのではなかろうか。その目的は、使用者側の主張が反映されない「条約案III」への対処方針を検討することではなかろうか。

第10会合(21日午後)の最後に、委員長

10) 英国の製造業の使用者団体であり、現在のMake UKの前身団体である。

は、22日朝9:30から報告書起草委員会を開催すること、報告書案は22日夕刻には委員に入手可能となること、を述べた。

第11会合（23日）は委員会の最終会合であり、総会への委員会報告書案が審議され、最後に満場一致で可決された。第11会合の議事録はA4で1頁の、実質は半頁の、非常な短文であるが、注目すべき記述がある。すなわち、報告書案第3パラグラフまで審議し採択した後に、「会合を中断して、報告書を討議する使用者部門会議の招集を使用者委員に許可した」との記述である。中断は4時間である。

使用者委員の「報告書を討議する」目的のために審議が4時間中断されたとは、考えにくい。第1に、すでに「条約案III」「勧告案III」は委員会で審議し可決しているので、それを総会に報告する文面の討議に使用者委員が長時間を費やすのは不自然であろう。第2に、審議再開後に満場一致で可決された報告書の第19パラグラフは、使用者側から見ると適切と思われない記述があるが、使用者委員は記述変更を求めず、それを不問としたのだから、使用者委員が実際に「報告書を討議」したかどうか疑問である。

委員会報告書第19パラグラフ「19、「同一価値労働同一報酬」の定義を補完するために、1政府委員と1使用者委員が、「勧告案II」第5パラグラフの（2）の文を条約第3条に組み込むという修正を提案した。「遂行する労働」の言葉を「遂行した労働」の言葉に取り換える提案を却下の後、修正は可決された。」

第19パラグラフが、本論文の4（111頁）で解明した経緯を適切に記述しているとは、私は思わない。しかも、使用者委員が修正を提案し、当然にも使用者委員が賛成であるかのような記述であるが、実際は、使用者側にとって「軒を貸して母屋を取られる」経緯であって、使用者委員は修正に反対であった。したがって、使用者委員に不愉快な記述であ

り、たとえば修正案D45の提案以降を記述するなど、不愉快でない記述に変更させることも可能だったと思う。しかし、使用者委員はそうしなかった。

では、4時間の討議は何のためか。私の推測では、4時間の討議は、総会で「条約案III」に使用者側がどう対処するか、端的に言えば、「条約案III」を総会で採択させないことが可能かどうか、採択させないための方策は何か、を検討する討議だったのではあるまいか。前日のGraham Kerrが言及した「条約が総会で承認されない」可能性とは、これを示唆するのではあるまいか。

（2）使用者委員の討議事項

使用者委員は何を討議したのかを推測しよう。

投票規則を確認しておく。ILO憲章第17条第3項によれば、総会で投票が成立する定足数は、総会出席代表の過半数が投票することなので、使用者代表の全員が投票しなかったとしても、投票が成立する可能性が高い。そして、その場合に、第19条によれば、投票の3分の2以上の賛成で条約は可決なので、当然にも条約は成立する¹¹⁾。

しかし、使用者代表の全員が投票を棄権するならば、あるいは総会を欠席すると総会前に声明するならば、実際は、総会を開催できないであろう。しかし、それは不可能であった。これを検討するために、同一報酬委員会における主要な投票結果を確認しておく。表2（次頁）はその一覧表である。委員会では、修正案についてはもちろんのこと、条約案の各条ごとに投票によって採否を決定した。

幸いなことに、投票クの内訳がわかる。内訳から、つぎのことがわかる。

第1に、労働者委員18名は、その全員が一丸となって賛成である。第4会合（13日）のVermeulenの発言は、労働者委員全体を代表するかのようであったが、それを裏付ける投票行動であった。

11) 現行のILO憲章による。1951年当時も同一規定であったと想定している。

表2 同一報酬委員会における投票結果

投票	投票対象の案	賛成票	反対票	棄権	計
ア	条約のみの案 (第4会合 13日)	11	46	40	97
イ	条約 + 勧告の案 (第4会合 13日)	59	39	4	102
ウ	「条約案 III」第1条 (第6会合 18日)	68	4	26	98
エ	「条約案 III」第2条 (第7会合 19日)	83	0	15	98
オ	小修正の共同修正案 D16 = 「条約案 III」第3条第1項第2項 (第7会合 19日)	51	32	12	95
カ	「条約案 III」第4条 (第7会合 19日)	84	2	9	95
キ	語句修正した修正案 D45 = 「条約案 III」第3条第3項 (第8会合 20日)	50	32	13	95
ク	「条約案 III」の全体 (第8会合 20日)	48	32	17	97
	投票クにおける投票委員数の内訳	政10名 使 1名 労18名	使16名	政15名 使 1名	61名

注：政府委員は実質34名で、1委員1票だが、使用者委員と労働者委員は各18名で、1委員2票である。単純多数の賛成で可決である。
出所：同一報酬委員会の議事録。投票クにおける投票委員数の内訳は、同一報酬委員会報告書パラグラフ21（第34期会議の議事録 p.616）。

表3 6ヶ国の使用者委員・使用者代表の投票行動

	同一報酬委員会 「条約案 III」投票ク (第8会合 20日)		総会 「条約案 III」投票 (第20会合 26日)	
ポーランド	委員 Ludwik Taniewski	賛成	代表 Ludwik Taniewski	賛成
ユーゴスラビア	委員 Martin Bulić 代理 Marijan Dular	反対または棄権	代表 Martin Bulić	賛成
チェコスロバキア	委員 Raimund Svoboda	反対または棄権	代表 Raimund Svoboda	賛成
ブラジル	委員 Ivo de Magalhães	反対または棄権	代表 Osmario Ribas	賛成
アルゼンチン	委員 Alberto L. Rosso 代理 Moisés Averbuj	反対または棄権	代表 Alberto L. Rosso	賛成
キューバ			代表 Tulio Díaz Rivera	賛成

注：同一報酬委員会にキューバ使用者委員は委嘱されていない。
同一報酬委員会で、ユーゴスラビアとアルゼンチンは、委員と代行のどちらが出席か判断できない。

第2に、使用者委員18名中の16名が反対であり、それは反対票の全部である。しかし、1名は賛成に、もう1名は棄権に分散している。いいかえると、使用者委員は大多数が反対であるけれども、反対で一丸となっていない。ちなみに、委員会での発言によれば、賛成はポーランド使用者委員と思われる。

第3に、政府委員は10名が賛成であり、反対はいないが、賛成より多い15名が棄権であって、政府委員の投票は二分化している。

以上の投票クの内訳は、その賛成・反対・棄権の票数が類似することから、投票オと投票キの内訳と相当に共通すると推測してよいと思う。そもそもであるが、投票オと投票キは、「条約案 II」の「最大の変更」となる第3条の修正案の採決投票であり、投票クは、第3条を含む「条約案 III」全体の採決投票であったから、政府・使用者・労働者それぞれ委員の判断が類似するのは当然であろう。

投票クの内訳に戻ろう。

表4 英連邦王国の政府委員・政府代表の投票行動

	同一報酬委員会 「条約案Ⅲ」投票ク (第8会合 20日)		総会 「条約案Ⅲ」投票 (第20会合 26日)	
英国	委員 Guilhaume Myrddin-Evans 代理 Mark Dalcour Tennant ○	賛成または棄権	代表 Guilhaume Myrddin-Evans ○ 代表 Cyril George Dennys 代理 Lex Hamilton Hornsby ○	棄権 棄権
オーストラリア	委員 Ian Gordon Sharp 代理 B. J. Hodgetts ○	賛成または棄権	代表 Ian Gordon Sharp ○ 代表 W. Funnell ○	反対 反対
ニュージーランド	委員 Noel Spencer Woods ○	賛成または棄権	代表 Edward Bellamy Taylor ○ 代表 Barnum Fred Waters 代理 Noel Spencer Woods ○	反対 反対
南アフリカ連邦			代表 Arther David Lee ○ 代表 Frederick Jacobus Myburgh ○	反対 反対

注：同一報酬委員会に南アフリカ連邦は政府委員を委嘱されていない。
○が会議出席者である。

20日の委員会で「条約案Ⅲ」に賛成した使用者委員、おそらくポーランド使用者委員は、来たるべき総会でも賛成を主張するであろう。そうすると、使用者代表の全員が総会における投票で棄権・欠席するとの合意は、そもそも成り立たない。むしろ、「条約案Ⅲ」反対であった使用者側には危惧があったと思われる。危惧とは、委員会での反対・棄権から総会での賛成に転じる使用者代表がいるかもしれないことである。実際、危惧は現実となり、26日の総会では、ポーランドを含む6ヶ国の使用者代表が「条約案Ⅲ」賛成票であった。その6ヶ国の、20日の委員会における投票行動を確認しよう。それは表3である。

6ヶ国中、ユーゴスラビア、チヨコスロバキア、ブラジル、アルゼンチンの4ヶ国は20日の委員会に出席している。4ヶ国のうち、3ヶ国は20日の委員会で反対票であったはずである。なぜならば20日の委員会では、ポーランド以外の17ヶ国の使用者委員は反対16名と棄権1名だったからである。そうすると、3ヶ国の使用者側は、20日の委員会では反対票であったが、26日の総会では賛成票に転じたことになる。まさに正反対である。これらの国の使用者側の見解は不安定であったといわなければならない。

結局のところ、「条約案Ⅲ」反対であった使用者側にとって唯一の拠り所は、20日の委

員会で、政府委員の賛成者が10名と少なく、棄権が15名と多いことであった。もし仮に、総会における政府代表もこの割合で棄権が多ければ、「条約案Ⅲ」は投票の3分の2以上の賛成票を得られないかもしれない。そうすると、条約は成立しない。これだけが唯一の望みであったはずである。

この望みを実現させるには、使用者側は、総会に出席するはずの100人以上の政府代表の各人について、賛成・反対・棄権を推測する必要がある。そして、棄権または反対するよう働きかけができる政府代表を選別して、働きかける手筈と担当者を決めなければならない。この作業に使用者側が4時間を費やすことは、あり得ると私は思う。そして、23日の4時間の討議後から26日午後の総会までの間、政府代表への働きかけは続けられたであろう。

(3) 政府代表の翻意

使用者側による働きかけの成果は、英連邦王国の政府代表が翻意したことであっただろう。その状況は表4に示される。

オーストリアとニュージーランドの政府委員は、20日の委員会では賛成または棄権であったが、26日の総会では、政府代表2名とも反対となった。これに追随したのが南アフリカ連邦の政府代表2名であった。合計6名6票が政府代表による反対票の全部であった。

表5 総会（6月26日）における「条約案Ⅲ」投票の内訳

	賛成票	反対票	棄権	計	欠席・無選出
政府代表	61	6	37	104	14
使用者代表	6	32	5	43	16
労働者代表	42	0	2	44	15
計	109	38	44	191	45

注：1代表1票だが、各国は、2名までの政府代表を、各1名の使用者代表と労働者代表を、選出できる。投票の3分の2以上の賛成で可決である。

出所：第34期会議の議事録にある代表者名簿、総会（6月26日）の出席者名簿、賛成投票者名簿、反対投票者名簿の比較考察により遠藤が作成。

使用者側の人物であって、これら英連邦王国3国6名への働きかけを担当したのは誰か。委員会の議事録で名が上がった人物では、英国のGraham Kerrしか候補者はいないだろう。もちろん、Graham Kerrの経歴は不明であり、まして、3国6名への影響力を持つことができたかどうかもわからない。だから、あくまで候補者である。

ここで疑問が生じる。英国政府代表はなぜ反対へと翻意しなかったのか、なぜ棄権なのか、の疑問である。実は、この当時、重要な国際問題で、英国、オーストリア、ニュージーランドの3ヶ国が同一歩調をとり、米国を批判した事例があった。日本占領管理の最高決定機関である極東委員会では、1948年11月から49年春にかけて、日本のいわゆるマッカーサー書簡にはじまる公務員の争議権剥奪や労働組合法の改定について、この3国は同一歩調をとり厳しく米国を批判したのである（遠藤 [1989] 329-333）。この事例から考えると、英国が、英連邦王国の盟主であるにもかかわらず、反対という同一歩調をとらず棄権だったのは不思議であった。

棄権の理由は、委員会における英国政府委員代理Tennantの存在であったと推測できよう。彼は「条約案Ⅲ」第3条第3項の成立に一役買っていたと、私は推測している。もし、そうであれば、彼は、20日の委員会で「条約案Ⅲ」に賛成していたはずである。もし、そうであれば、Graham Kerrが英国政府代表に反対を強力に働きかけたとしても、英国政府側の内部で、Tennantは賛成すべきことを強力に主張したはずである。英国政府代表としては、委員会での賛成を引きつぎ総会で賛成することも、総会では翻意して反

対することも、ともに難しかったのではないか。その結果が棄権なのではないか。これらは私の推測であるが、しかし、この推測がもっとも説得的だと思う。

労働者委員もまた、使用者委員と同じ作業をおこなって政府代表へ働きかけたはずである。政府代表の多数を賛成させなければ、総会における投票の3分の2の賛成を確保できないこととなり、「条約案Ⅲ」は不成立となるためである。

両者の働きかけの結果が、総会第20会合（26日）の投票結果に示された。記録投票だったので、賛成・反対の代表氏名が記録され、その名簿が議事録に掲載された。これと、当日の総会出席者名簿および第34期会議の代表者名簿を照らし合わせると、代表各個人の投票行動を示すことができる。それをまとめて表5として掲示する。

表5を、表2の投票クにおける内訳と比較し考察しよう。2つの投票は、投票のしくみが異なり、また出席状況も同一でないので、厳密な比較でなく傾向の比較である。

両者を比較してもっとも目立つ変化は、政府代表の投票行動の変化である。すなわち26日の総会の投票（表5）では、政府代表の棄権が大幅に減少して、賛成票が大幅に増加し、また反対票6票が新しく登場した。賛成票の大幅増加は労働者側の働きかけの結果であろうし、反対票6票の新登場は使用者側の働きかけの結果であろう。結果からみると、政府代表への働きかけは、労働者側が、使用者側よりも成功したのである。また、使用者代表が一丸で反対でなく投票は分散的であって、労働者代表が一丸で賛成であったことは、20日の委員会の投票クとあまり変わらな

い。これらの総合として、総会の投票（表5）における賛成票は投票の3分の2以上となり、「条約案 III」は可決されたのである。

6 結びにかえて：現代日本への示唆

同一報酬委員会における審議の最大の争点は、ア)「同一価値労働同一報酬」原則の基準や考慮すべき諸要因を列挙し、原則に適合するケースをなるべく広げて、ゆるやかな原則を規定するのか、それとも、イ)「同一価値労働」の基準を職務のみと絞りこみ、その客観的な職務評価を促進して、つまりは厳格な原則を規定するのか、の争点であった。

前者ア)は使用者側の多数によって主張され、その実際の効果は、女性の低い賃金率の現状維持であった。前者イ)は、委員会前に公表された「条約案 II」第3条に示された。後イ)は、労働者委員の全部と政府委員の一部によって主張され、その実際の効果は、女性の低い賃金率の改善展望であった。委員会における審議によって、後イ)を実現した「条約案 III」(=100号条約)第3条が可決された。「条約案 III」第3条を審議で可決させた主役は労働者委員の全部と政府委員の一部であって、米国政府ないし Frieda S. Miller は、実は脇役であった。

私は、遠藤 [2017] において、主役を米国政府ないし Miller と推測していた。本論文の解明によれば、それは誤りであったので、上記のように訂正する必要がある。また私は、遠藤 [2020a] において、「同一価値労働同一賃金」原則に特有な職務評価の手法は米国でもっぱら開発されたにもかかわらず、米国では普及せず、それは欧州諸国で普及したことを指摘し、これを「パラドックス」と呼んでいた。本論文の解明によれば、欧州諸国の多数の労働者側と政府が100号条約を成立させたことによってよいので、欧州諸国での普及には相当な根拠があり、「パラドックス」と呼ぶことは適切でないかもしれない。

また、本論文の解明によって、新たな研究課題も明らかとなった。2つだけ指摘する。

第1の課題。同一報酬委員会の審議前に、

労働者委員の全部と政府委員の一部によって、Miller を含まないで、前述した後イ)の合意ができていたと推測される。この合意については、私の知る限りの英語文献でまったく知られていない。今後の解明を待つほかはないが、将来、解明される可能性はある。たとえば労働者委員の Adrianus Vermeulen や Nathan Bar-Yaakov が合意の中心にいたと推測できるが、彼らが非英語で何かの文章を残しているならば、解明は可能であろう。

第2の課題。ILO (日本労働協会訳) [1961] の付録Aは、ILO 金属工業委員会小委員会報告 (1957年5月) の抜粋であって、その中に、当該小委員会の労働者側委員による声明書があった。声明書は職務評価を全面的に否定し、団体交渉こそが最善であることを強調した。この声明書は、当時の日本の労働組合が職務評価を批判し否定する論拠の1つにされたかもしれない。しかし、この声明書は著しい偏向がある。そもそもであるが、ILO (日本労働協会訳) [1961] の本文は、金属工業委員会小委員会報告後に ILO 事務局が研究した成果の記述であり、その中では、労働組合の職務評価にたいする「否定的見解」と「好意的見解」を同等に併記し、職務評価をすでに受容した労働組合が欧米諸国で少なからず存在することを、おそらく、この声明書を訂正・批判する意図で明記した。また、この声明書は、100号条約を完全に無視していて、もちろん、100号条約の重要な第3条が1951年同一報酬委員会の労働者側の尽力で成立したことを完全に無視していた。この声明書の意味をどう理解するかは、同一賃金原則と労働組合の関係を考察する上で、現時点でも示唆的な考察課題であろう。

さて、本論文の解明は、現在の日本に何を示唆するだろうか。

浜田富士郎は1988年に、100号条約第3条を考察して、「本条約のいう同一価値労働同一賃金の原則とは、要するに、性の要素を完全に欠落させた、客観的な職務評価による賃金決定原則であるといえるが、職務評価の導入は絶対の要請でなく、また、その具体的内容・方法については何の拘束もなく、同一価

値労働同一賃金の原則はそれ自体、かなりの程度にゆるやかにとらえられている」「同一価値労働同一賃金の原則の実体的内容規定の点でも、批准国に対する法的義務づけの点でも、ゆるやかに作られている」(浜田 [1988: 395-396]) と主張した。浜田の主張は第3条第1項のみに依拠し、第3項を無視していた。おそらく、第3項の意味が理解できなかったためであろう。しかし第3項は、職務評価で決定されていなければ、原則に反するおそれがあるとの警告であって、職務評価の奨励が非常に強い奨励であることを明示している(遠藤 [2021b] 10, 12)。しかし浜田は、第3項を無視し、「原則はゆるやかである」のみを強調した。それから現在まで、原則の「ゆるやか」な理解が、日本の解釈労働法学による「同一価値労働同一賃金」理解の通説となってきた。

おそらく、この「ゆるやか」通説を念頭に、筒井晴彦は2016年に「100号条約は、「評価から生ずる差異に性別と関係なく対応する報酬率の差異は、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬の原則に反するものと認めてはならない」(第3条第3項)と明記しています。つまり、使用者が、勤続年数にもとづいて賃金を加算したり、結婚して子供を育てる労働者に諸手当を支給したり、生計費にもとづく手当を支給したりすることなどによって賃金に差異が生じたとしても、性を理由とする差別でないかぎり、それは条約違反にならないということです(ILO一般調査報告書、1986年)。この規定に照らしても、いわゆる「年功制」のもとでも100号条約の原則を適用することが可能になっているといえるでしょう」(筒井 [2016: 77]) と主張した。しかし、筒井による第3条第3項の理解は、稚拙な悪訳である日本政府公定訳に依拠していて、そのため、それをまったく別の意味に理解している。また「ILO一般

調査報告書、1986年」の記述は存在しないであろう。したがって、年功給でも原則が適用可能との主張は、根拠がまったくない(遠藤 [2017] 52-53)。

本論文の解明を踏まえると、日本の解釈労働法学の「ゆるやか」通説は、ILO同一報酬委員会の使用者委員の主張にきわめて近い。委員会の労働者委員と政府委員は、「ゆるやか」原則では女性の差別的な低賃金が維持されてしまうと想着て、使用者側の主張を否定して100号条約第3条を成立させた。だから使用者側は第3条の成立に反対であった。これらを日本の解釈労働法学はしっかりと認識しなければならない。また年功給でも原則適用可能との主張は、「ゆるやか」通説のなれのはての情けない言説である。

しかし、日本における立法政策の現状は、これと少し異なる。

2018年パートタイム・有期雇用労働法第8条の新設規定によれば、「基本給」について「職務の内容」のみで正規非正規間の待遇格差の是非を判断してよいとの条文解釈が可能である(遠藤 [2021b] 6-7)。厚生労働省は、その解釈可能性を明白に自覚していると思う。なぜならば、厚生労働省は「職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル：同一労働同一賃金への対応に向けて」(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/estimation/>)を、おそらく2019年4月19日から公表し続けているからである。

本論文の解明を踏まえると、上記の条文解釈が可能な第8条の新設規定は、ILO100号条約第3条の考え方に合致している。諸要因を列挙して何でもありの「ゆるやか」規定では、結局は格差改善とならない。絞らなければならないが、「職務の内容」以外に絞るものはあり得ない。そして、それは職務評価の対象である。まさに、ILO100号条約第3条を成立させた考え方と同じである¹²⁾。

12) 「同一価値労働同一賃金」原則は女性賃金差別を許さない原則としてはじまったが、ILO100号条約以降は、あらゆる賃金差別を許さない原則に発展したといえる。この発展は容易であった。なぜならば、本原則は「職務の内容」の職務評価を賃金均等の唯一の基準としたため、それはあらゆる不当な賃金格差に、日本の正規非正規労働者間の不当な賃金格差も含めて、理論的にも実務的にもスムーズに適用が可能であり、また適用が当然だったからである。これは、「職務の内容」の職務評価を賃金均等の唯一の基準とした結果であって、本原則の優れた特性だと私は思う。

第8条の新設規定をこう解釈する解釈労働法学文献を、私はこれまで見聞したことがない。たしかに、100号条約の「ゆるやか」通説に疑問なく安住していると、こうした条文解釈に気づくことは難しいだろう。ましてや、年功給でも原則適用可能と主張する労働者側では、第8条の新設規定にふさわしい運動を組織することは難しいであろう。立法政策は解釈労働法学や労働運動よりも先に進んでいる。解釈労働法学や労働運動は立法政策に追いついていない。それでよいのだろうか。

参考文献

遠藤公嗣 [2021a] 「賃金と平等」 新村聡・田上孝一編著『平等の哲学入門』社会評論社、329-342頁。

遠藤公嗣 [2021b] 「正規・非正規の「同一労働同一賃金」と職務評価について」『労働法律旬報』(1988) 6-15頁。

遠藤公嗣 [2020a] 「「同一価値労働同一賃金」原則の定義とそれに特有な職務評価の手法：それらを「アメリカ製」となぜ呼べるのか、そして、それらは欧州諸国でなぜ普及しているのか？」『(明治大学) 経営論集』67 (1・2・3合併)、1-19頁。

遠藤公嗣 [2020b] 「ILO100号条約案にたいする日本政府の公式意見書(1951年)：「同一価値労働同一賃金」理解の再考」和田肇・緒方桂子編著『労働法・社会保障法の持続可能性』旬報社、247-258頁。

遠藤公嗣 [2019a] 「男女同一賃金と米国労働省女性局(1942-1951年)」『(明治大学) 経営論集』66 (1)、147-162頁。

遠藤公嗣 [2019b] 「ILO100号「同一価値労働同一報酬」条約における職務基準の概念」『(明治大学) 経営論集』66 (2)、85-92頁。

遠藤公嗣 [2017] 「ILO100号条約の審議過程と賃金形態」『季刊労働法』(256)、41-56頁。

遠藤公嗣 [1989] 『日本占領と労資関係政策の成立』東京大学出版会。

高島道枝 [1994] 「女子労働・女子賃金と経済理論：イギリスにおける同一労働同一賃金論史(4)」『(中央大学) 経済学論集』35 (3)、1-40頁。

筒井晴彦 [2016] 「賃金格差是正と均等待遇を実現する：ILO条約等にとって」『前衛』(935、6月号) 68-78頁。

浜田富士郎 [1988] 「労基法第四条による男女賃金差別の阻止可能性の展望」前田達男・萬井隆令・西谷敏編『労働法学の理論と課題：片岡昇先生還暦記念』有斐閣、382-357頁。

ILO (日本労働協会訳) [1961] 『職務評価と賃金管理』日本労働協会。

Määttä, Paula [2008] *The ILO Principle of Equal Pay and Its Implementation*, Tampere University Press.

Webb, Beatrice P. [1919] *The Wages of Men and Women: Should They be Equal?*, Fabian Society, G. Allen & Unwin.

*本論文はJSPS科研費(研究課題/領域番号18K01812)の助成を受けた研究成果の一部である。